

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について

近年の気候変動の影響により、全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後とも降雨量がさらに増大すること等が懸念されており、国、都道府県、市町村、企業、住民等の関係者が法的枠組みで流域治水に取り組むため、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（改正法）のうち建築基準法施行令の改正など一部が7月15日に施行されました。

改正法により、市町村による水害ハザードマップの対象エリアの拡大又は見直し等が考えられるため、国土交通省から、重要事項説明に際しては最新のハザードマップを確認するよう周知依頼がありましたので、お知らせします。詳細は、別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について(令和3年7月15日 国不動第41号)
(2) (別紙) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について(令和3年7月15日 国水政第20号、各都道府県知事・各指定都市の長、各都道府県知事、各地方整備局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長宛)
※(2)の本文は全住協HPにも掲載。
2. 施 行 日 令和3年7月15日
3. 参 考 H P (1) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定（国交省HP）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000028.html
(2) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)を閣議決定(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000027.html
4. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上